

協議会だより

Vol. 73(2025年2月20日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

御神渡り

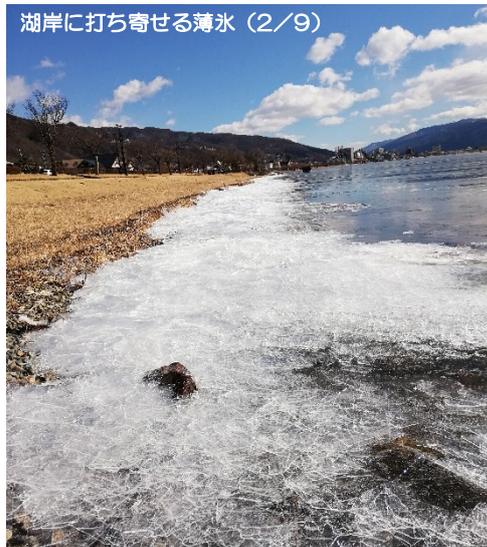
信州の厳寒期の風物詩に諏訪湖の「御神渡り」があります。

南の岸から北の岸に続く氷のせり上がりは、諏訪大社上社の建御名方命(タケミナカタノミコト:男神)が、下社の八坂刀売命(ヤサカトメノミコト:女神)のもとへ通った道筋と言われており、古来、八剱(やつるぎ)神社の特殊神事となっています。

御神渡りの現象は、諏訪湖の全面結氷により膨張した氷が押し合い、せり上がるものと思っておりましたが、実際はもう少し複雑な過程を経て現れるようです。

① 諏訪湖が全面結氷 ➡ ② 厳しい夜の冷え込みにより氷が収縮して表面に亀裂が入る ➡ ③ 亀裂に湖水が入り込み薄氷ができる ➡ ④ 周囲の氷が昼間の温度上昇により膨張し圧力で薄氷が破壊され、せり上がる ➡ 御神渡りの出現

湖岸に打ち寄せた薄氷 (2/9)



2月に入って強い寒気が流れ込み、今年こそはと期待されましたが、11日に残念ながら7季連続となる「明けの海」が宣言されました。室町時代中期の1443年から続く観察記録では、2番目に長い期間(最長は8季連続)御神渡りが見られなかったことで、地球温暖化、気候変動の影響が目に見える形で私たちに迫ってきています。郷土の歴史ある自然現象「御神渡り」が消滅しないことを願うばかりです。

第3期対策(R7~R11)

さて、今回の協議会だよりは、本年4月から始まる多面的機能支払交付金の第3期対策(R7~R11)について、事業制度の主な変更点などについて、その概要をお届けします。

令和7年度予算の政府案は昨年12月25日に閣議決定され、多面的機能支払交付金は、国費で総額500億4,800万円、前年度比103となりました。昨今の厳しい財政状況における増額は、事業に対する期待の表れではないかと感じます。

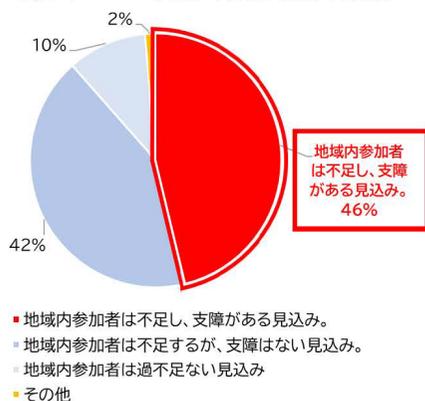
第3期対策では、事業制度の骨格は変わりませんが、共同活動への参加者の減少、役員の高齢化・後継者不足による活動継続困難といった課題に対処するため、事業制度の一部が変わります。また、これまで環境保全型農業直接支払交付金で支援してきた取組の一部が、「みどり加算」として多面的機能支払交付金に移行します。これらの改正を踏まえながら、引き続き交付金活動にお取り組みいただければと思います。

多面的機能支払の課題

- 地域共同活動による保全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

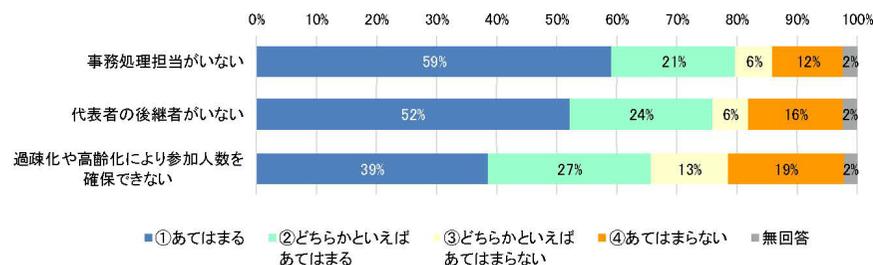
○ 地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

● 将来(5～10年後)の充足状況の認識



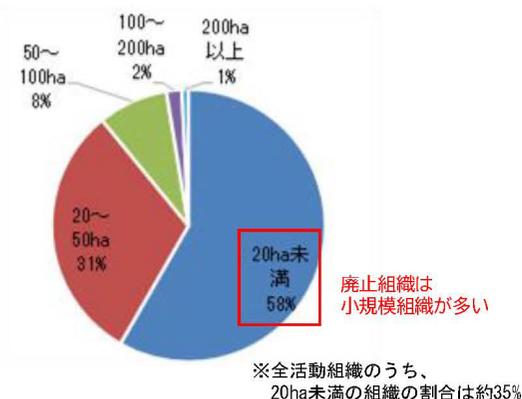
資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

○ 多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



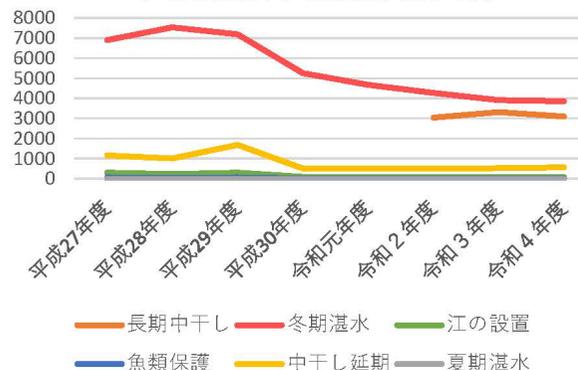
資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

○ 多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



資料：令和3年度→令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

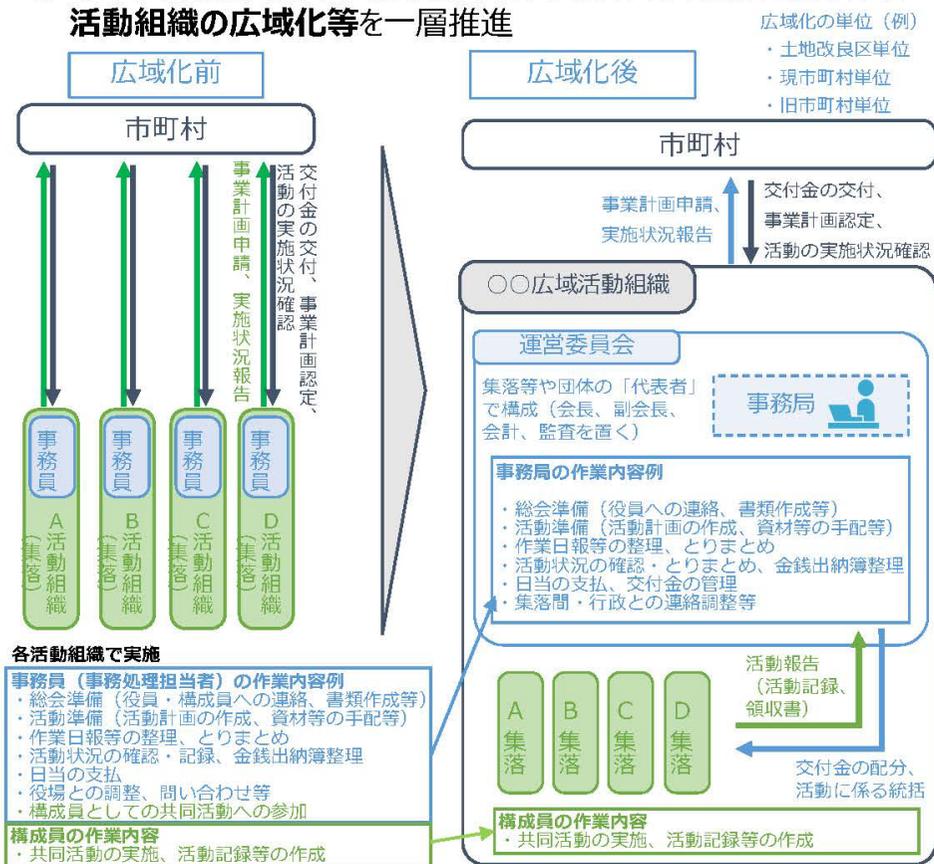
○ 環境直払の取組別実施面積



多面的機能支払の次期（第3期）対策の方向について

- 人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、これまでも活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み、事務負担の軽減等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、次期対策においては、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築に取り組む。
- 環境負荷低減に係る取組については、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきたが、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組（長期中干し、冬期湛水等）については、令和7年度から多面的機能支払で支援する。

- 多面的機能支払の事務の省力化、組織体制の強化を図るため、**活動組織の広域化等を一層推進**



- 国、県、市町村による集落の**共同活動への支援等を強化**



- **環境負荷低減（長期中干し、冬期湛水等）の取組を、多面的機能支払において地域共同で行うことにより推進**



日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：②の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用④

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

※黄色ハイライトは拡充等項目

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進への支援	400	240	320	80
③ 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	40	20		
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)への支援	400		320	

(円/10a)

項目	交付単価	
	① 組織の体制強化への支援	交付単価
② 環境負荷低減の取組への支援	長期中干し	800
	冬期湛水	4,000
	夏期湛水	8,000
	中干し延期	3,000
	江の設置等	4,000
	作溝未実施	3,000
① 組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

第2期からの見直し事項の概要

○拡充事項

	第2期	第3期
加算措置	<ul style="list-style-type: none"> ●多面的機能の更なる増進への支援 ●水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●組織の体制強化への支援（新設）（①） ●環境負荷低減の取組への支援（新設）（②） ●多面的機能の更なる増進への支援 「広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加（③） ●水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援

○概算要求からの変更点

	第2期	第3期
資源向上支払（長寿命化）の交付単価	広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、資源向上支払（長寿命化）の基本単価に5/6を乗じる	（活動組織の規模に関わらず）直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる（④）
事業実施主体の追加		見送り



令和6年度通常総会

当協議会の令和6年度通常総会が2月12日、長野県土地改良会館で開催されました。

当日の出席者は、代議員、役員、事務局職員等含めて19名で、報告事項に続き、2つの議案について採決が行われ、全代議員の賛成で承認されました。

事務局といたしましても、会員の皆様のご期待に沿うよう令和7年度の事業に取り組んでまいりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【議事】

1 報告事項

- ① 会長専決による令和6年度収支補正予算について
- ② 令和6年度事業の実施状況及び予算の執行状況について
- ③ 令和6年度多面的機能支払事業の実施状況について

2 議案

- 第1号議案 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第2号議案 役員を選任について



協議会新年度役員

令和6年度通常総会で選任されました令和7年度の協議会役員は、次のとおりです。

役職	会員組織	職名	氏名
会長	長野県土地改良事業団体連合会	常務理事	所 弘志
副会長	長野県	農業政策課長	重野 靖
	長野県農業協同組合中央会	常務理事	新芝 正秀
監事	長野県農業会議	専務理事兼事務局長	伊藤 洋人
	長野市	農林部長	青木 尚久

※協議会規約の規定により、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間で、任期途中で異動等あった場合は、後任者が当該役員に就任し、その任期は前任者の残任期間となります。



Q&A(協議会に寄せられた質問)

Q. 質問	A. 回答
<p>資源向上(共同)の施設の軽微な補修において、水路等の軽微な補修を活動組織自ら行った場合、多面的機能の増進を図る活動「54 地域住民による直営施工」に該当するか？</p> 	<p>多面的機能の増進を図る活動に取り組んだ場合、資源向上(共同)の交付単価が約2割増しになることから、通常の共同活動と比べて一段レベルの高い活動が必要と考えます。</p> <p>そのため、単に水路等の軽微な補修を活動組織自ら行うだけでは「54 地域住民による直営施工」に該当するとは言えず、例えば、通常であれば外注するような高度な技術を要する施設の補修や専門的な知識が求められるビオトープなどの環境保全施設の設置を活動組織自ら行うといったことが必要と考えます。</p> <p>なお、「54 地域住民による直営施工」については、長寿化の直営施工とは区別する必要がありますので、ご注意ください。</p>
<p>農地維持における地域資源の適切な保全管理のための推進活動「22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催」について、有識者等とは具体的にどういった者を指すのか？</p>	<p>ここで言う有識者等とは、農用地や水路等の施設の保全管理活動や担い手農家の育成・確保、農地の利用集積などに関する専門的な知識や経験を有し、意見やアドバイスできる人のことと考えます。</p> <p>具体的には、大学の教員、国や県、市町村の担当職員、土地改良区やJAなど関連団体の職員、農業委員や農地利用最適化推進委員などがそれに当たるものと考えます。</p>

協議会から

協議会は、多面的機能支払事業に関する質問、相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先
 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
 担当：小田切
 TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352
 Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
 URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>

